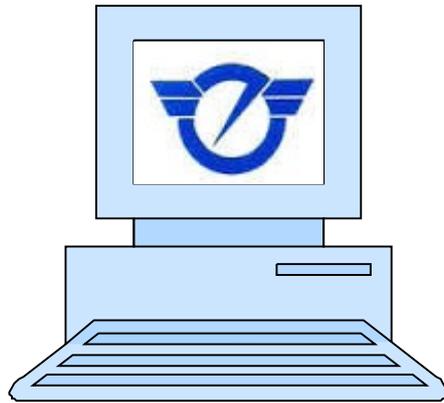


藤沢市道路台帳調書作成基準

(第4版)



令和2年6月

藤沢市道路河川部

道路河川総務課

目 次

主な用語の定義	1
はじめに	2
1. 測定基図作成	2
1.1 図面番号（図郭番号）	2
1.2 起点終点位置	3
1.3 起終点地先地番の取得基準	3
1.4 道路区域線	4
1.5 道路中心線	4
1.6 区間割り	4
1.7 区間番号	5
1.8 調書データの計測	5
2. 道路台帳調書作成	6
2.1 路線整理番号と路線種別	6
2.2 路線の認定及び路線変更等	7
2.3 起点及び終点	7
2.4 路線の延長	7
2.5 立体横断施設	8
2.6 道路面積	8
2.7 歩道等設置道路延長	9
2.8 規格改良済区間及び未改良区間	9
2.9 車道幅員及び路肩	9
2.10 自動車交通不能区間	10
2.11 路線数	10
2.12 路面種別	11
2.13 中央帯延長	11
2.14 鉄道との交差箇所	11
2.15 種類別実延長内訳	12
3. 独立専用自歩道	12
3.1 自歩道専用区分	12
3.2 総延長	12
3.3 重用延長	12
3.4 未供用延長	13
3.5 実延長	13
3.6 有効幅員区分別実延長内訳	13
3.7 路面別実延長内訳	13
3.8 種類別実延長内訳	13
3.9 道路面積	13

3.10	鉄道との交差箇所	14
3.11	重用自歩道設置延長	14
4.	部分自歩道	14
4.1	歩道等種別	14
4.2	歩道等延長	15
4.3	植樹施設延長	15
4.4	歩道等幅員区分別延長内訳	15
4.5	歩道等面積	16
5.	橋梁	16
5.1	路線分割	17
5.2	橋梁種別	17
5.3	橋梁名	17
5.4	分割番号	17
5.5	一般・有料区分	18
5.6	橋梁分類	19
5.7	架設年次	21
5.8	橋長	21
5.9	最大支間長	22
5.10	径間数	22
5.11	幅員	22
5.12	現況	23
5.13	他域橋長	23
5.14	重要度（14.5m以上の橋梁が対象）	24
5.15	下部構造分離（14.5m以上の橋梁が対象）	24
5.16	緊急輸送道路（14.5m以上の橋梁が対象）	24
5.17	交差条件（14.5m以上の橋梁が対象）	25
5.18	適用基準（14.5m以上の橋梁が対象）	25
5.19	耐震補強の状況（14.5m以上の橋梁が対象）	26
6.	トンネル調査事項（第6号様式）	27
6.1	トンネル名	27
6.2	分割番号	27
6.3	トンネル分類	27
6.4	建設年次	28
6.5	延長	28
6.6	幅員	28
6.7	有効高	28
6.8	壁面区分	29
6.9	路面区分	29
6.10	内部施設	29

6.11 現況	29
7. 踏切道調査事項 (第7号様式)	30
7.1 踏切道名	30
7.2 鉄道事業者名及び鉄道線名	30
7.3 単複線区分	30
7.4 踏切道種別	31
7.5 延長	31
7.6 幅員	32
7.7 歩道等施設	32
7.8 対道路幅員差	32
7.9 交差角度	33
7.10 道路勾配	33
7.11 路面区分	33
7.12 見通し距離	33
7.13 道路交差点距離	34
7.14 遮断時間	34
8. 台帳様式及び台帳調書項目	35
8.1 橋梁台帳 A4版出力	35
8.2 鉄道との交差台帳 A4版出力	35
8.3 トンネル台帳 (地下道台帳) A4版出力	36
8.4 その他施設台帳 A4版出力	36
8.5 その他交差台帳 (橋梁) A4版出力	37
8.6 その他交差台帳 (地下道) A4版出力	37
8.7 藤沢市道路台帳帳票	38

主な用語の定義

道路施設現況調査において使用する主な用語の定義は、次に定めるところによる。

1. 道路

道路とは、道路法による道路をいう。

2. 橋梁

橋梁とは、河川、湖沼、海峡、運河などの水面を越えるため、あるいは水のない谷、凹地または建築物や他の交通路等を越えるために桁下に空間を残し、架設される道路構造物で、橋長 2 m 以上のものをいい、第 5 号様式（重要橋梁）においては橋長 15m 以上（橋長 14.5m 以上）のものをいう。溝橋（カルバート）は橋梁として取り扱うが、暗渠との区別が困難なものについては土被りが 1m 未満のものを溝橋（カルバート）とする。

「立体横断施設」として計上する横断歩道橋は橋梁として取り扱わないものとする。

橋梁について、1 箇所（箇所）の範囲は橋台から橋台までとする。ただし、高架橋で 2 市町村以上にまたがって存する場合は、1 市町村ごとに 1 箇所とする。その他、判断し難い橋梁については別途国土交通省（道路局）に相談すること。

なお、橋梁は、次の 3 種類に区分する。

①橋

河川、湖沼、海峡、運河、谷などの水面（出水時に水面となる場合を含む。）を越えることを目的とした橋梁をいう。

②高架橋

①の橋及び③の栈道橋以外の橋梁をいい、跨道橋、跨線橋を含む。

③栈道橋

斜面の中腹に棚状の橋梁構造形式で設けられた道路で橋梁部分が横断面的に車道までおよんでいるものをいう。

3. トンネル

トンネルとは、山複、大地、地下、水底等、自然の障害物を通過するために設けられたもので、人および車両の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物をいう。

「立体横断施設」として別途計上する地下横断歩道、およびボックスカルバート、ロックシェッド、スノーシェット、ルーバ型坑門、突出型坑門等はトンネルに含めない。

4. 立体横断施設

立体横断施設とは、歩行者および自転車利用者等の道路または鉄道横断の安全を確保するため当該道路の車道部と立体的に分離された、横断歩道（自歩道）橋、地下横断歩道（自歩道）をいう。なお、鉄道とは、鉄道事業法による鉄道（特殊鉄道を除く普通鉄道、専用鉄道に限る。）および軌道法による新設軌道をいう。

5. 踏切道

踏切道とは、道路と鉄道とが平面で交差している部分をいう。

6. 自動車交通不能区間

藤沢市の道路管理上、車道部幅員 2.2m 未満の区間を自動車交通不能区間とする。

道路の構造（階段等）及び道路管理上自動車の通行を遮断している区間とする。

道路台帳調書作成基準

はじめに

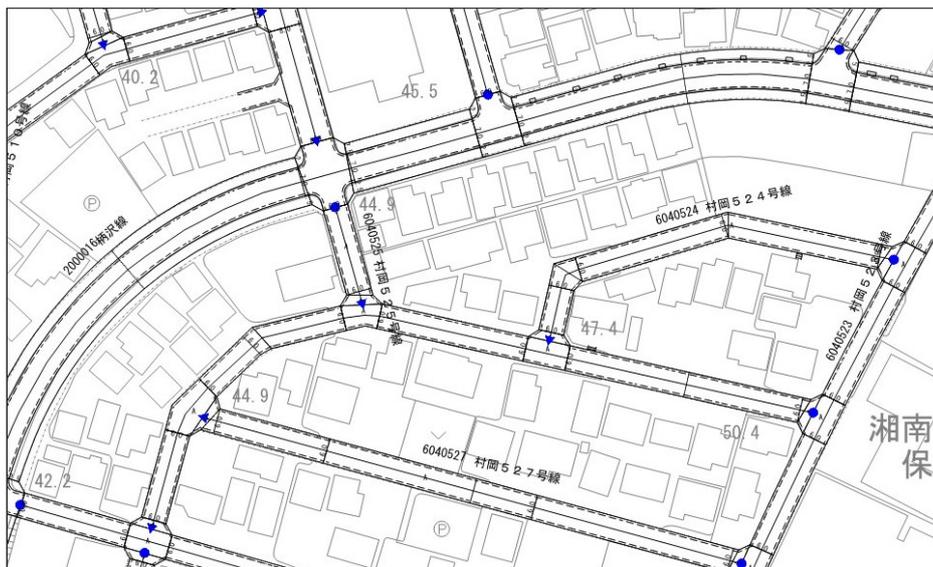
この道路台帳調書作成基準は、道路法第 28 条に基づき、道路台帳の作成および補正等、道路管理を行うため必要な事項を定め、道路行政の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

藤沢市道路台帳調書は、以下の基準で各データを取得し調書として取りまとめるものとする。道路台帳調書データ取得方法について、本基準に定めがないものは原則として「国土交通省道路局・道路施設現況調査要項」に準じるものとする。

藤沢市の道路台帳図デジタル化にともない道路台帳調書作成基準を改定したものである。

1. 測定基図作成

測定基図作成とは、道路台帳調書を作成するために必要な取得項目を数値化または、記号に変えるための基になる基図を作成する作業である。測定基図は、道路台帳現況平面図（市道路線名・起点及び終点記号・道路幅員・舗装種別等が記入されている図面）をベースマップとして作成する。



1.1 図面番号（図郭番号）

道路台帳図の図面番号は、以下の基準によるものとする。

図面は、世界測地系（測地成果 2011）に基づく、1/500 公共座標図郭とする。

図面番号は、座標系番号、座標系内の区画名（30×40km）、(1/5000) 図葉番号（3×4km）、(1/2500) 図葉番号（1.5×2.0km）、(1/500) 図面番号（0.3×0.4km）を連記して表示する。

★道路台帳図の図郭割図は一般業務支援 GIS に搭載の「国土基本図図郭(500 分の 1)による。

- ・道路台帳図番号 (IX-MD-42-4-25) ⇒調書上は (42425) と表示する。【1/2500 図を 25 等分】



①公共座標系 9系

② 1/50000 図郭番号

③ 1/5000 図郭番号

④ 1/2500 図郭番号

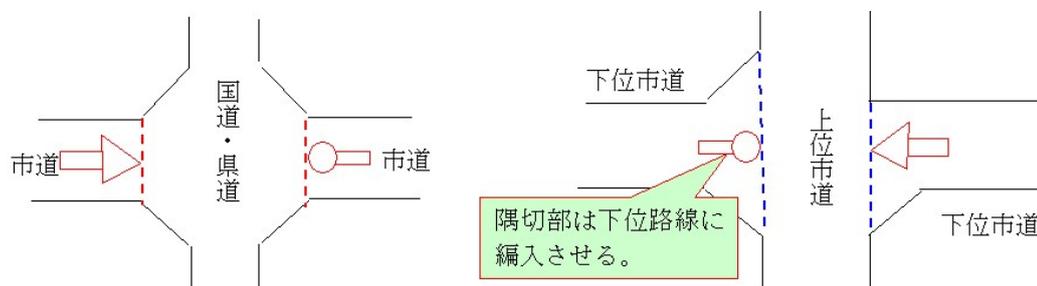
⑤ 1/500 図郭番号

1.2 起点終点位置

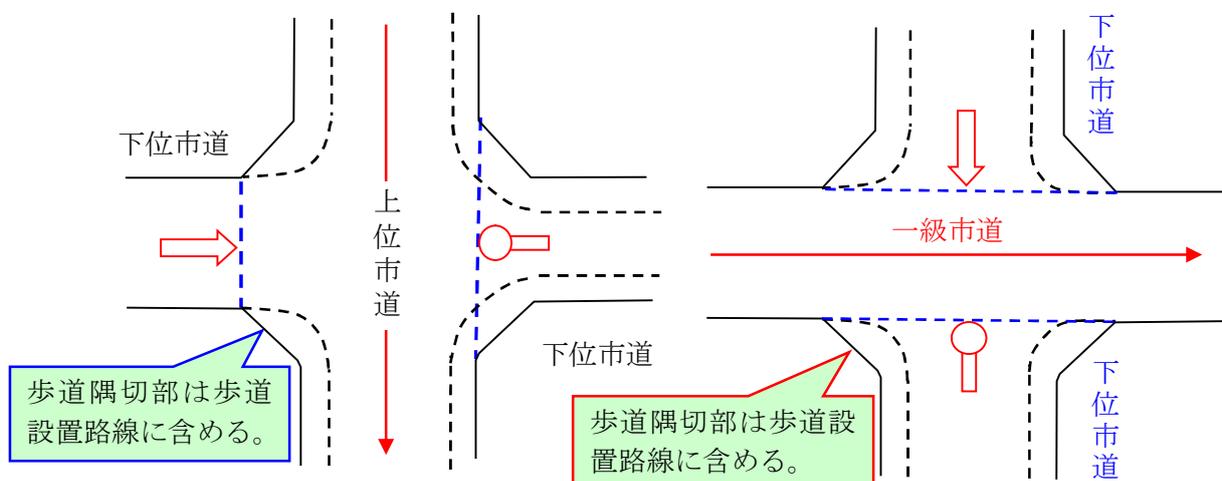
市道路線の起点終点位置は、道路台帳図に表記されている起終点位置と、認定調書に記載されている起終点位置データを使用する。但し、市道交差部の隅切部箇所については以下の基準で区間線を設定する。

- 1) 市道認定路線網図の起終点位置とする。但し、隅切部は原則として下位路線に含める。
- 2) 国県道との交差個所の隅切部は既存道路台帳図の位置とし、市道との交差箇所の隅切部は下位路線に含めるものとする。但し、片側路線に歩道が設定されている場合は、歩道のある路線に含めるものとする。
- 3) 起点及び終点位置と市道交差部は以下によるものとする。

① 基本的な起終点位置及び交差部の区間設定



② 歩道がある交差点



③ 変形地の起終点位置は藤沢市の指示による。

1.3 起終点地先地番の取得基準

- 1) 起点及び終点は、認定告示されたている市道の起点及び終点の地先地番とする。

① 起点及び終点地番の取り方は、起点から終点に向かって右側の土地の地番を起点、左側の土地の地番を終点とする。

② 起点及び終点地番は地先地番を表示とし、無地番地については近傍の地番を表示する。

★現在の告示地番に変更が必要な場合は、事前に藤沢市の確認・承認を得ることとする。

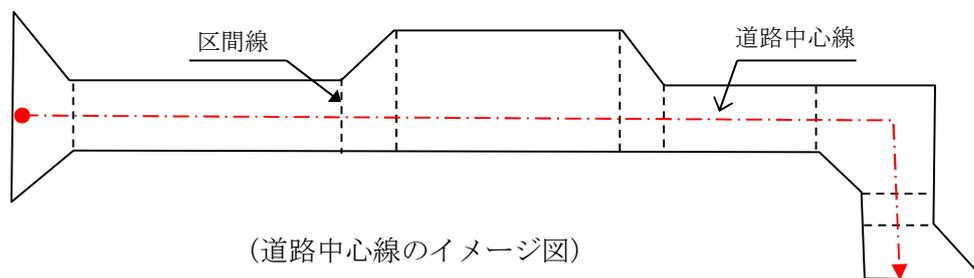
1.4 道路区域線

道路区域線は、「道路境界確定図及び現況構造物」に基づき設定するものとし、道路境界確定図が存在しない区間は既存の道路台帳図に基づき道路区域を設定する。

1.5 道路中心線

道路中心線は、道路全体から判断し隅切・待避所等の局所的な幅員変化は考慮しないものとする。未施工区間（都市計画道路等）の道路中心線は計画図等に基づき計画中心線を設定するものとする。

路線の延長は、道路中心線上で区間単位に測定した道路延長の起点から終点までの集計とする。



1.6 区間割り

区間割りとは、道路台帳調書作成に必要な情報を取得するため、道路幅員及び道路構造物等の変化箇所に区間を設定する作業とする。原則として1区間の最大延長は50m以内（山間部及び堤防等で幅員変化が少ない路線については的確調整する。）を標準とし、区間長が狭小の場合は適宜調整することができるものとする。但し、道路台帳調書データ取得のための区間割は、既存の道路台帳図の区間割を優先して参照するものとする。

区間割は原則として以下の項目を考慮して設定する。

- ①行政界
- ②路線の起点終点位置（道路台帳現況平面図の起終点記号位置）
- ③道路の交差及び隅切区間
- ④道路区分の変化点（供用区間・未供用区間・重用区間）
- ⑤改良済及び未改良の変化点
- ⑥自動車交通不能区間（原則として、区間の車道部平均幅員2.2m未満で判断する。）
- ⑦歩道の有無（歩道は幅員に拘らず現況で判断するものとする。）
- ⑧橋梁、鉄道交差、トンネル、立体交差点区間
- ⑨側溝の有無と側溝種別が変化する部分。（側溝蓋ありとは、5m以上連続した区間とする。）
- ⑩路面の舗装種別の変化箇所。但し、高級アスファルトは旧道路台帳に合わせる。
- ⑪道路法施工規則第4条の2に規定する、曲線半径（30m未満）、縦断勾配（8%以上）の変化点
- ⑫道路（車道）幅員が50cm以上変化する箇所。但し、直線的又は連続的に幅員が大きく変化する場合はその両変化点位置とし、区間延長が短い場合は適宜調整するものとする。
- ⑬隅切及び特殊地形による幅員の変化箇所は道路の形状で判断して区間を設定する。

1.7 区間番号

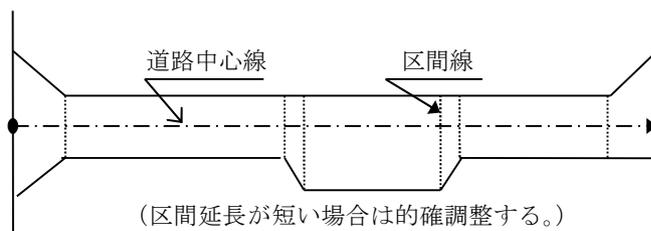
区間番号は初期値として路線の起点側から終点に向かって 10 番カウントで連続して符番する。補正等により区間を変更する場合は当該区間番号を按分して設定する。

1.8 調書データの計測

道路台帳調書作成のための延長・幅員・面積の計測は測定基図上で区間単位に以下の基準で計測する。

1) 延長

道路の起点から終点までを区間設定し、その道路中心線上で区間単位に計測された延長の集計を道路延長とする。
道路中心線の区間延長は区間割されたポリゴンデータから 0.01m 単位で計測する。



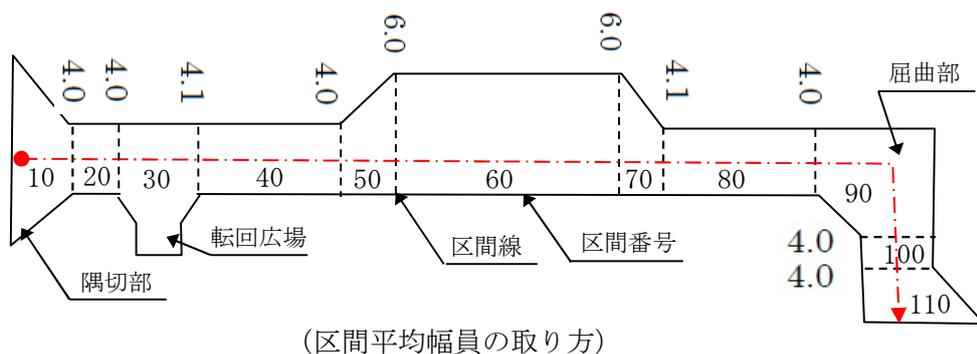
2) 道路部幅員と区間幅員

区間割された区間線位置で道路部幅員が計測されている場合は、台帳図に記入された幅員値とする。道路部幅員が計測されていない区間は、近傍の台帳図幅員か道路台帳図から図上計測した幅員値とする。区間両端の道路部幅員は、0.1m 単位で計測する。
幅員別の延長・面積等の集計に用いる区間幅員はその区間の平均幅員 (0.05m) とする。但し、隅切開口部及び特殊変形地 (回転広場等) の幅員は区間幅員としない。

3) 面積

道路敷、道路部、車道、歩道、側溝等の区間面積は以下の基準で計測する。

- ・ 区間が定型の場合の区間面積 ⇒ 平均幅員 × 区間延長
- ・ 区間が不定形の場合の区間面積 ⇒ 道路台帳図上のポリゴン図形から計測



区間	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110
幅員	4.00	4.00	4.05	4.05	5.00	6.00	5.05	4.05	4.00	4.00	4.00
延長	4.12	3.60	6.60	9.35	4.20	15.10	4.10	12.50	8.20	3.45	4.30
面積	24.72	14.40	49.33	37.87	21.00	90.60	20.71	50.63	35.00	13.80	19.35
備考	不定形	定型	不定形								

注) ①隅切部・・・(区間 10・区間 110) の開口部は道路部幅員としない。
面積は台帳図図形から計測する。

②回転広場・・・(区間 30) の回転広場は面積のみ当該区間に含める。

③屈曲部・・・(区間 90) の延長はクランクで計測する。

面積は台帳図図形から計測する。

4) 最大最少幅員

路線の最大最少幅員は区間平均幅員で判断する。但し、隅切開口部の幅員は最大幅員としない。

※数値は全て四捨五入とする。

2. 道路台帳調書作成

2.1 路線整理番号と路線種別

路線整理番号は藤沢市の「道路種別番号」と「地区番号」・「路線整理番号」を併記した7桁表示とし、路線名称は現在使用している路線名をそのまま踏襲する。

藤沢市道路の種別 (1桁) + 地区番号 (2桁) + 路線整理番号 (4桁)

ブロック名と路線整理番号は下表の通りとする。

(平成 31 年 3 月～)

道路種別 (国交省)	道路の種別 (藤沢市)	種別 番号	地区番号	整理番号
5	一般県道 (藤沢市管理)	0	00	
6	藤沢市一級道路 (幹線道路)	1	00	0001～
7	藤沢市二級道路 (補助幹線道路)	2	00	0001～
8	歩行者専用道路	3	00	0001～
8	自転車歩行者専用道路	4	00	0001～
8	自転車専用道路	5	00	0001～
8	その他一般道路	6	01～13	0001～

<備考>

①道路種別 (国交省) … 国土交通省の道路施設現況調査集計の為の道路種別とする。

5 : 一般都道府県 (藤沢市管理)

6 : 市町村道 (1級) 7 : 市町村道 (2級) 8 : 市町村道 (その他)

★国土交通省用の路線種別番号は、国土交通省用調書作成時にのみ利用する。

②道路の種別 (藤沢市) … 藤沢市の市道管理上の道路種別区分とする。(0～6)

③地区番号… その他一般道路について市内を13ブロックに分割し、ブロック内で0001～連番で付番する。

★路線の廃止・再認定については新たな番号を付番する。(同一路線番号は使用しない。)

2.2 路線の認定及び路線変更等

道路台帳図数値化に伴う調書データの数値異動は区域変更と供用開始により対応する。但し、一部路線で起終点位置が大きく移動する場合は廃止・認定により対応する。

1) 路線の認定告示年月日

- ①路線の認定告示年月日は、現在の調書の告示日付とする。
- ②道路台帳調書更新に伴う道路法に基づく告示は、区域変更で対応する。
 - ・区域変更の告示（令和〇年〇月〇日）
 - ・供用開始の告示（令和〇年〇月〇日）
- ③起終点位置が変更（路線の性格が変わる場合）される場合は、路線変更または廃止・認定で対応する。
 - ・認定の告示（令和〇年〇月〇日）
 - ・路線変更の告示（令和〇年〇月〇日）
 - ・区域決定の告示（令和〇年〇月〇日）
 - ・供用開始の告示（令和〇年〇月〇日）

2.3 起点及び終点

市道路線の起点及び終点は、認定告示に記載された地番とする。起終点地先地番を変更しなければならない場合は、事前に藤沢市に報告し確認を得てから対応することとする。

（原則として現在の起終点地先地番を変更させない。）

必要により路線変更または廃止・認定を行う場合の起終点位置は「藤沢市市道認定廃止等に関する実施取扱要領」による。

2.4 路線の延長

路線の延長は、1/500 道路台帳現況平面図（測定基図）上の道路中心線を区間単位で計測して集計するものとする。なお、路線延長については、水平延長（道路台帳現況平面図上の延長）で計測する。

道路中心線は路線の形状を考慮して道路台帳現況平面図上で設定する。なお、計画及び施工中の道路については計画道路中心線を資料より記入する。

1) 総延長

認定された路線の起点から終点までの延長（重用延長、未供用延長、渡船延長、実延長を加えた延長）とする。なお、延長は、道路中心線上を測定した延長とする。

2) 重用延長

市道が国道や県道と重複して認定されている場合は、道路法第11条第1項から第3項までの規定により、上級の路線に重複している区間の延長を計上する。なお、市道が市道と重複している場合も同様とするが、同一道路種別の重用延長については路線整理番号の小さい方の路線に重複している区間の実延長を計上する。

また、道路交差点内においても、上記と同様に取り扱うものとする。

3) 未供用延長

市道として認定および区域決定の告示がなされているが、未だ供用開始の告示がなされてい

ない区間の延長を計上する。なお、路線の認定がなされただけで、区域決定されていない道路は、その計画ルートの上延長を計測して計上する。

4) 実延長

道路法の規定に基づき供用開始の告示がされている区間（未供用延長は含まない。）のうち、重用区間、渡船区間を除いた区間の延長を計上する。

2.5 立体横断施設

実延長区間における立体横断施設の設置箇所数を、以下の区分により計測する。

区 分
横断歩道橋（階段式、スロープ式、押し上げ式、階段・スロープ併用式）
地下横断歩道（階段式、スロープ式、押し上げ式、階段・スロープ併用式）

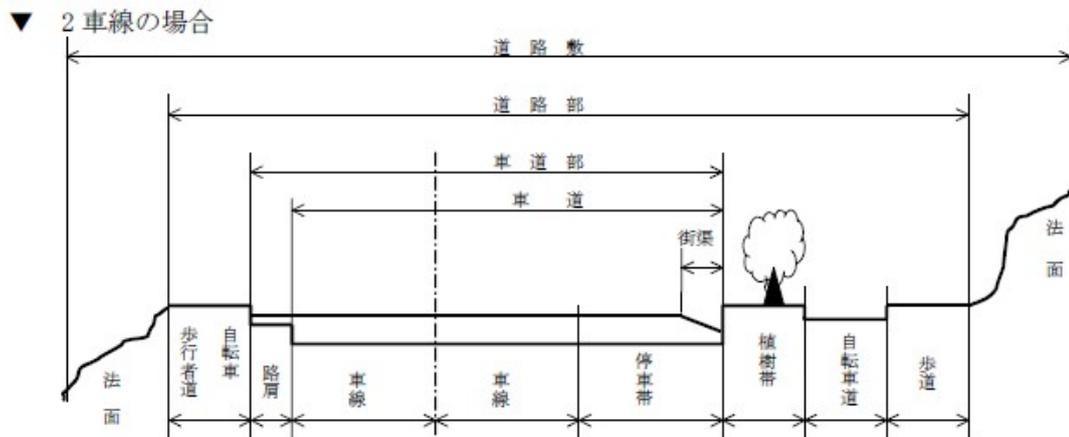
①押し上げ式とは、階段にそって自転車を押し上げるスロープを設けた形式をいう。

②交差点において、統合している立体横断施設は上級道路側で計上する。

なお、道路種別が同一の場合には、路線番号の小さい方の路線に計上する。

2.6 道路面積

実延長区間における道路面積を、次の区分により計測する。



1) 道路敷面積は、道路台帳区域線図上の境界線（杭）から境界線（杭）

までの道路区域線で囲まれた幅員に対応する面積とする。道路区域線図が存在しない区間は既存の道路台帳図の道路区域を準用する。

2) 道路部面積とは、車道、中央帯、路肩、植樹帯および歩道等を加えた幅員に対応する面積とする。なお、蓋付側溝（5m以上の区間）及びL型側溝立上り部は道路部扱いとする。

3) 車道面積とは、車線、停車帯、非常駐車帯および待避所を加えた幅

員に対応する面積とする。（車道面積＝道路部面積－路肩面積－歩道面積－中央帯面積）

4) 中央帯面積とは、分離帯および側帯を加えた幅員に対応する面積とする。

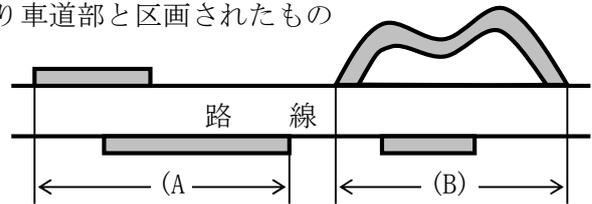
5) 敷地所有関係別内訳は計測しないものとする。道路法第1表の「道路の敷面積」には「国有地・地方公共団体有地・民有地」は空欄とし「計」欄にのみ表示する。

道路構成区分
道 路 敷
道 路 部
車 道
中 央 帯

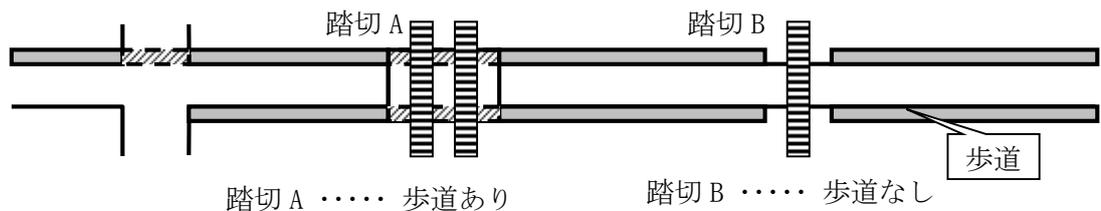
2.7 歩道等設置道路延長

実延長区間における当該道路の部分として設けられた歩道等の「設置道路延長」（道路中心線上の延長）を計測する。なお、道路の部分として設けられた歩道等とは、歩行者および自転車の通行の用に供するために、縁石、防護柵等により車道部と区画されたもの

（歩道部は現況で判断する。）または、建設にあたり人家等の障害物により車道部から離れて設けられたもので同一路線の部分として設けられたものをいう。



- 1) 交差点の前後に歩道が設置されている場合は、歩道等設置道路延長 = $\ell(A) + \ell(B)$
交差点に歩道が設置されているものとしてその延長を加える。
- 2) 交差点の前後に歩道が設置されていない場合及びどちらか一方に設置されている場合はその交差点の延長は加えない。
- 3) 踏切の前後に歩道が設置されている場合、交差点と同様、踏切に歩道が設置されているものとしてその延長を加える。



2.8 規格改良済区間及び未改良区間

規格改良済区間とは、実延長区間のうち以下の条件に適合した区間を規格改良済区間とする。

- 1) 車道幅員が 3.0m 以上であること。
(道路部幅員 4.0m 以上。但し、トンネル・橋梁区間の道路部幅員 3.5m 以上。)
- 2) 路面が舗装されていること。
- 3) 実延長区間のうち規格改良済区間以外を未改良区間とする。

<参考>

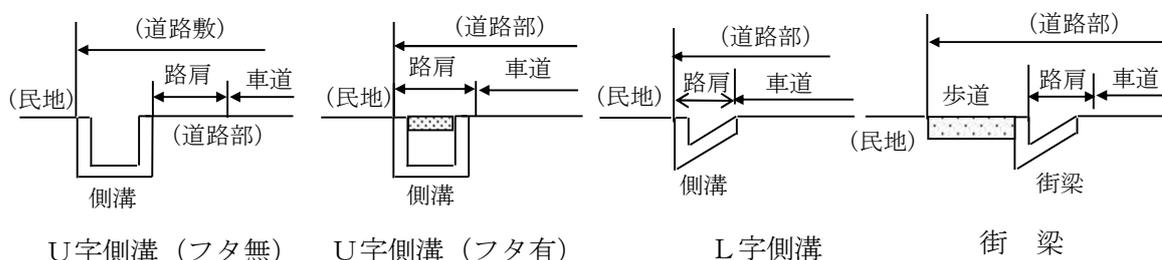
道路構造例市町村道の第3種5級及び第4種4級の1車線道路の車道の幅員は4mとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、3mとすることができる。

2.9 車道幅員及び路肩

- 1) 車道幅員は、道路部幅員から路肩幅員を差し引いたものとする。
- 2) 路肩幅員は、道路区間について片側 0.5m (計 1.0m) で固定するものとする。但し、橋梁・トンネル・立体施設については片側 0.25m (計 0.5m) とする。踏切区間は道路として扱う。
- 3) 道路部幅員が 1.0m 未満の区間の路肩幅員は全幅員の 1/2 とし、車道幅員を 0.0m とする。
- 4) 側溝については、有蓋（家庭及び駐車場の出入り口等で簡易的なものは除く）区間が連続して 5.0m 以上区間について道路部扱いとし路肩部分に含めるものとする。

5) 道路の取付部及び隅切部の拡幅部分は道路（車道）幅員としないものとする。

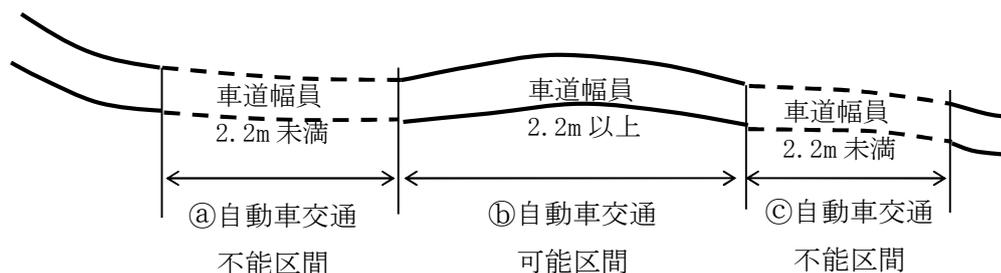
<路肩の取り方>



2.10 自動車交通不能区間

藤沢市の道路管理上、車道部幅員 2.2m 未満の区間を自動車交通不能区間とする。但し、階段部分および車止め・ボラード等により自動車が通行できない区間について自動車交通不能区間とする。

幅員狭小で自転車および歩行者のみ通行している道路であっても、[道路法第 48 条の 7]の規定による「自転車歩行者専用道路等の指定」がない限り、混合交通路として車道部分幅員から判断して区間単位で自動車交通不能区間として取り扱う。



<参考：道路施設現況調査要項>
 自動車交通不能区間とは、未改良道路（供用を開始している）のうち幅員、曲線半径、勾配その他道路状況により、最大積載量4トンの貨物自動車が通行できない区間をいう。階段のみで路線認定され、供用開始しているときは、交通不能区間に入れる。なお、車両制限等一時的に通行の禁止又は制限されているもの、または災害その他により、現在交通不能であっても、一年以内に復旧完成の見込みのあるものは、自動車不能区間に該当しない。

2.11 路線数

路線種別ごとに路線数を集計する。但し、1 路線に 1 級、2 級、その他路線と独立専用自歩道路線は混在させない。（独立専用自歩道路線は調書により集計が異なる。）

2.12 路面種別

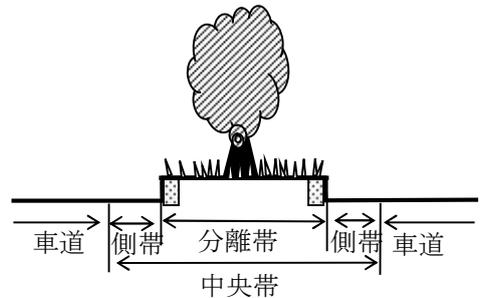
路面種別は、現地で調査したものを次の路面区分により実延長の内訳を計測する。(橋梁路面も同様とする。)

- 1) アスファルト系高級とは、藤沢市の指示を受けた路線区間について道路台帳現況平面図に“Ａ”と表示し、当該路線（区間）を高級アスファルト区間とする。
- 2) アスファルト系簡易とは、上記以外のアスファルト系舗装区間で“Ｂ”と表示とする。
- 3) 踏切区間については、石系はセメント系に、木系、その他はアスファルト系簡易として取り扱うものとする。
- 4) 防塵処理および表面処理した路面は未舗装道とする。

区 分		記号	
未舗装道	砂利・木	G	
舗装道	セメント系	石（ピンコロ石）	E
		セメント系	C
		コンクリート平板 インターロッキング	P
舗装道	アスファルト系 高級		A
	" 簡易		B

2.13 中央帯延長

実延長区間における中央帯（道路鉾等による簡易なものを除く。）の設置延長を植樹施設の有無別に計測する。なお、植樹施設ありとは、高・中・木および芝等の植栽を有する分離帯をいう。



2.14 鉄道との交差箇所

実延長区間における鉄道との交差箇所数を、次の区分により入力する。

- 1) 民鉄とは、JR、私鉄および地方公共団体営（営団を含む。）の鉄道をいう。
- 2) 1 交差箇所内に、民鉄、専用鉄道の区分が混在している場合は、これら区分ごとに重複して箇所数を計上する。
- 3) 1 交差箇所内に、既存の踏切があり、後から鉄道立体横断施設を設置した場合、立体横断施設に計上する。上記の場合、それぞれ立体横断施設が 1 箇所、鉄道との交差箇所（平面交差）が 1 箇所となる。
- 4) 鉄道等との交差台帳（様式-2）における交差方式により集計する。

区 分	
立体交差	民鉄
	専用鉄道
平面交差	民鉄
	専用鉄道

2.15 種類別実延長内訳

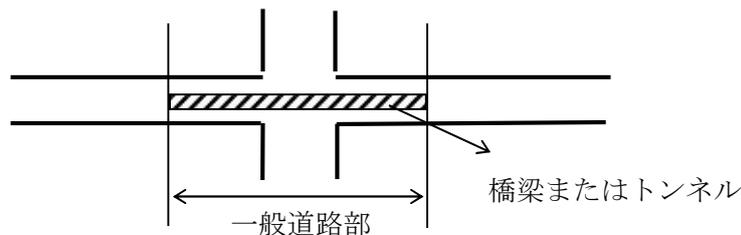
次の区分により、実延長を計測する。なお、橋梁、トンネルについては、実延長と併せて箇所数も計測する。

区 分
道路延長
橋梁箇所数（自地域内、市区町村界、都道府県界）
橋梁延長
トンネル箇所数（自地域内、市区町村界、都道府県界）
トンネル延長

1) 当調査でいう橋梁とは、橋長 2.0m 以上のものとする。

2) 市区町村界に設けられた橋梁およびトンネルについては、管理如何に関係なく、当該市区町村双方で箇所数と当該地域内の延長を計上する。

次図のように道路の部分が立体化されている場合は、全体を一般道路部（道路延長）として取り扱うものとする。



3. 独立専用自歩道

独立専用自歩道とは、「道路法第 48 条の 7」の規定による自転車専用道路等の指定を受けた認定路線とする。独立専用自歩道の路線種別は「その他」路線とし、道路種別ごと、路線別、かつ自歩道専用区分ごとに 1 データとして作成する。

道路施設現況調査要項第 2 号様式に計上する独立専用自歩道は、第 1 号様式には計上しないものとする。

独立専用自歩道は、藤沢市の指示を受けた路線を対象路線とする。

3.1 自歩道専用区分

自歩道専用区分は次の自歩道専用区分により、該当するコードを入力する。

区 分	コード
自転車歩行者専用道路	1
自転車専用道路	2
歩行者専用道路	3

3.2 総延長

当該路線の起点から終点まで（重用延長、未供用延長および実延長の総和）の延長を計測する。

3.3 重用延長

重用延長は「道路法第 11 条」の規定により、上級の路線に重複している区間の延長を計測する。

3.4 未供用延長

未供用延長は路線認定の公示がなされているが、未だ供用開始の公示がなされていない区間の延長を計測する。

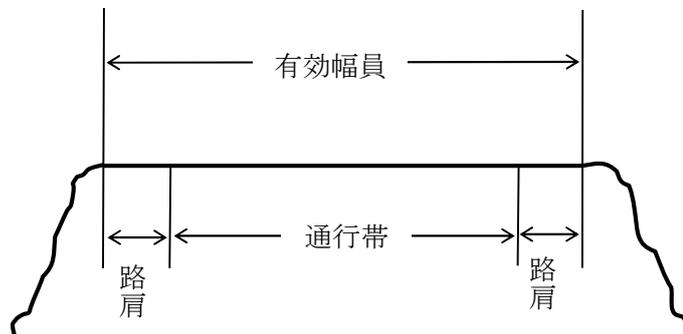
3.5 実延長

供用開始の告示がされている区間（未供用延長は含まない。）のうち、重用区間を除いた区間の延長を計上する。

3.6 有効幅員区分別実延長内訳

次の有効幅員区分により、実延長を入力する。なお、有効幅員とは通行帯と路肩を加えた幅員をいう。

区 分			
4	m	以	上
3	m	以	上 4 m 未 満
2	m	以	上 3 m 未 満
1	m	以	上 2 m 未 満
1	m	未	満



3.7 路面別実延長内訳

次の路面区分別に実延長を計測する。
ブロック、れんが等で舗装したのもも舗装道とする。

区 分
未 舗 装 道
舗 装 道

3.8 種類別実延長内訳

次の種類区分別に実延長を計測する。なお、橋梁、トンネルについては、実延長とともに箇所数も計測する。

区 分
道路延長
橋梁箇所数（自地域内、市区町村界、都道府県界）
橋梁延長
トンネル箇所数（自地域内、市区町村界、都道府県界）
トンネル延長

3.9 道路面積

実延長区間における道路面積を次の区分により計測する。
ただし、敷地所有関係別内訳は計測しないものとする。

区 分	
道路構成別内訳	道路敷
	有効幅員

3.10 鉄道との交差箇所

実延長区間における鉄道との交差箇所数を次の区分により計測する。

- 1) 民鉄とは、JR、私鉄および地方公共団体営（営団を含む。）の鉄道をいう。
- 2) 1 交差箇所内に、民鉄、専用鉄道の区分が混在している場合は、これら区分ごとに重複して箇所数を計上する。
- 3) 鉄道等との交差台帳（様式-2）における交差方式により集計する。

区 分
立体交差（民鉄、専用鉄道）
平面交差（民鉄、専用鉄道）

3.11 重用自歩道設置延長

重用区間において、部分自歩道として供用開始されている区間延長を計測する。

4. 部分自歩道

部分自歩道データは次の単位で作成する。

- 1) 調査対象は、歩道と判断できる区間とする。
- 2) 実延長を計上し、重用している場合は上位路線で計上する。
- 3) 路線別に幹線 1 級、2 級、その他別でかつ、歩道等種別ごとに 1 データとして作成する。

4.1 歩道等種別

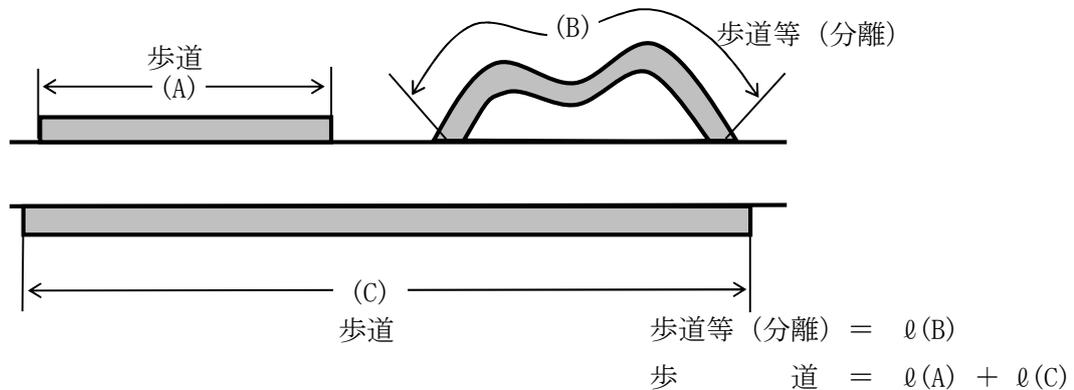
次の歩道等種別区分より該当するコードを入力する。

大 分 類	区 分	コード	備 考
車道と一体	歩 道	1	路面にマーキングして歩行者と自転車を区分しているものについては、自転車歩行車道とする。
	歩道 + 自転車道	2	
	自転車歩行者道	3	
車道と分離	歩道等（分離）	4	車道と有効幅員が構造的に分離している。

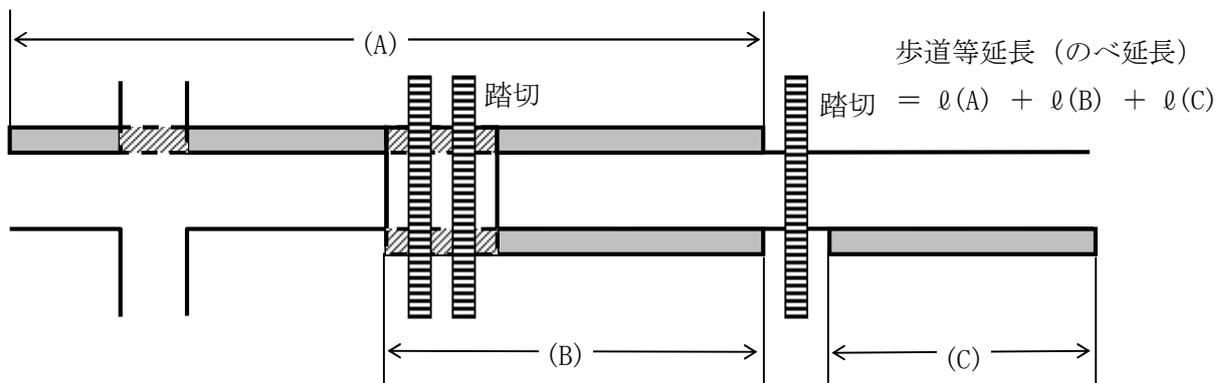
- 1) 歩道、歩道 + 自転車道、自転車歩行車道とは、車道部に併設されたものをいう。
- 2) 歩道 + 自転車道とは、歩道と自転車道が段差等により構造的に区画されて設けられたものをいう。
- 3) 歩道等（分離）とは、「道路法第 48 条の 7」により自転車専用道路等として指定された道路の部分、または構造的に車道と分離しているものとし、一般的には人家等の障害物により、車道部から離れて設けられたものをいう。
 なお、同法に基づき、自転車専用道路等として指定された道路（それ自体で独立の路線を有するもの）は、独立専用自歩道として計上すること。

4.2 歩道等延長

実延長区間における歩道等設置区間について、歩道部分の中心線上の延長を、左右合計した「のべ延長」で計測する。(第1号様式の歩道等設置道路延長とは異なる。)



- 1) 交差点の前後に歩道が設置されている場合には、交差点に歩道が設置されているものとして、その延長を加える。
- 2) 交差点の前後に歩道が設置されていない場合および前後どちらか一方に設置されている場合の交差点の延長は、歩道延長に加えない。
- 3) 踏切の前後に歩道の設置されている場合は、交差点と同様、踏切に歩道が設置されているものとしてその延長を加える。ただし、踏切に歩道幅員が確保されている場合に限る。



4.3 植樹施設延長

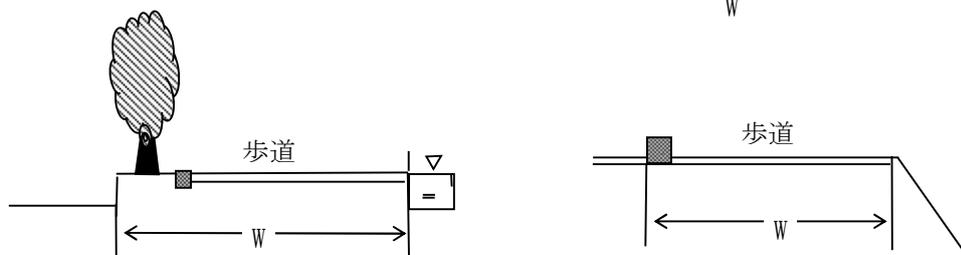
実延長区間における歩道等設置区間内の植樹施設設置区間について、歩道等部分の中心線上の延長を列状带状別に左右を合計したのべ延長で入力する。

- 1) 植樹施設とは、街路樹（高木）、中・低木および芝等の植栽をいう。なお、移動が可能なポット等で植栽してあるものは植樹施設には含めない。
- 2) 列状とは、植樹等により列状に植栽してあるものをいう。
- 3) 带状とは、連続的に植栽してあるものをいう。

4.4 歩道等幅員区分別延長内訳

次の歩道等幅員区分別に歩道等延長を計測する。なお、歩道等幅員(W)には植樹施設部分も含めるものとする。

区 分		
4	m	以 上
3 m	以 上	4 m 未 満
2 m	以 上	3 m 未 満
1 m	以 上	2 m 未 満
1	m	未 満



4.5 歩道等面積

歩道等延長および歩道等幅員に対応する面積を入力する。

5. 橋梁（第 5-1 号様式、第 5-2 号様式）

橋梁調書は以下により作成するものとし、詳細は「道路施設現況調査要項」に準じるものとする。

1) 橋梁台帳

橋梁台帳（様式-1）は、1 橋梁単位で藤沢市にて作成する。橋梁台帳には「道路施設現況調査要項」に記載する調査項目や管理上の項目を記入し、市道路線側及び河川側から各々橋梁構造が判断できるよう考慮して現況写真を撮影し添付するものとする。調査項目は、現況及び既存資料で分かる範囲で記入するものとする。

2) 重要橋梁（15m 以上）は、「国土交通省道路施設現況調査要項：第 5-1 号様式」に、橋長 2m 以上 15m 未満の橋梁は第 5-2 号様式に記入する。

3) 橋梁データは、橋梁種別ごとに、供用開始された全ての橋梁について、1 橋単位で作成する。（国土交通省様式のみ、15m 以上が調査対象となる。）

4) 橋梁が 1 箇所において上下線等分離して架設されている場合は、分離している橋梁ごとに 1 橋として取り扱う。

5) 市区町村界に架設されている場合は、当該橋梁の管理者側で取りまとめること。なお、管理者が定まっていない場合は、関係機関で協議し、調査する機関を定める。

6) 1 都道府県または政令指定市を管理区域とする道路管理者の道路に係る橋梁で、管理区域内の市区町村界に架設されている場合は、橋長の長い方の市区町村で計上する。

7) 高架橋で 2 市区町村以上に渡って架設されている場合は、橋桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに 1 データとして作成する。

8) 橋梁を新規計上する場合、橋梁名コードは、第 5-1 号様式または第 5-2 号様式において、使用している一番大きい番号の次の番号を使用する。

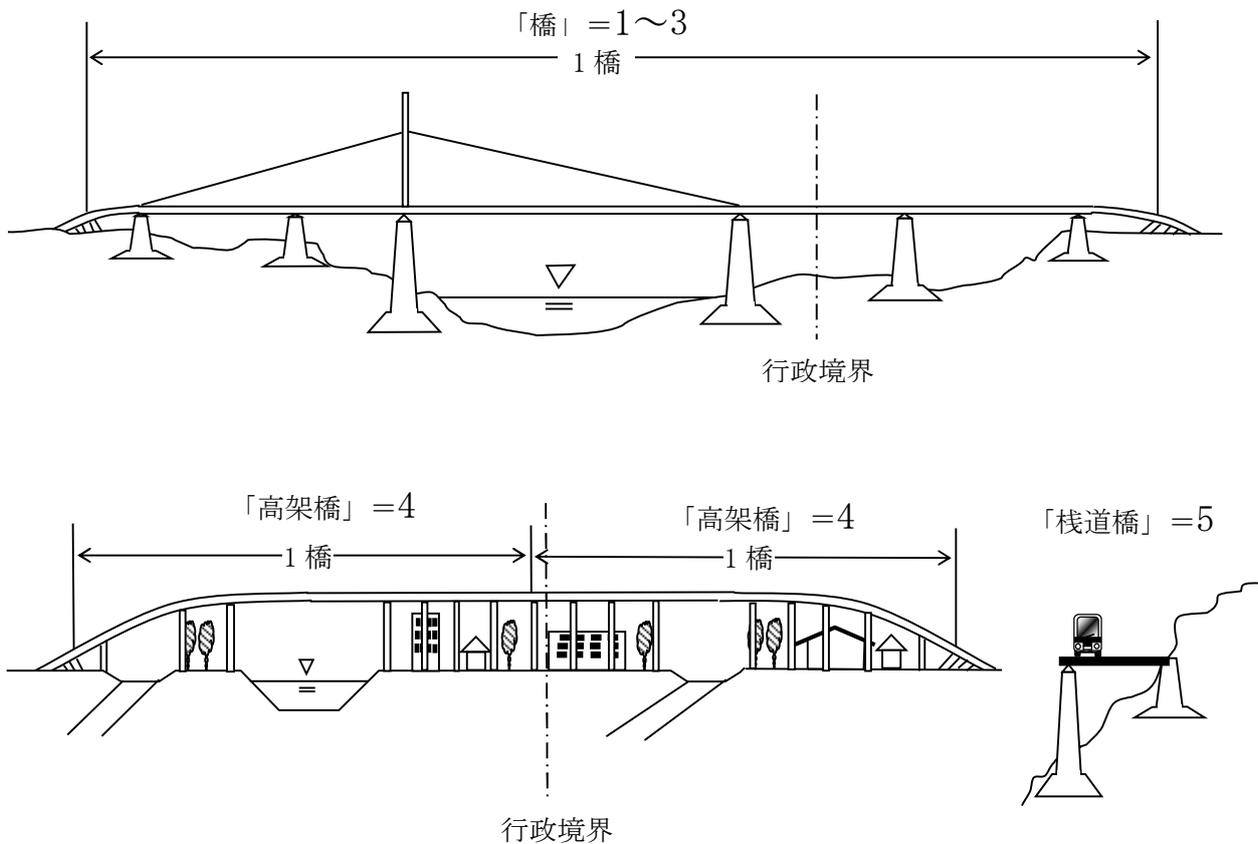
5.1 路線分割

第1号様式で路線分割した路線の各々に位置する橋梁について、その路線の各々につけられた分割番号と同番号を記入する。

5.2 橋梁種別

次の橋梁種別区分より該当するコードを入力する。

区 分	コ ー ド
橋	1
高 架 橋	4
栈 道 橋	5



5.3 橋梁名

①コード

橋梁を管理するための橋梁コード番号は既存の「国土交通省報告のための橋梁コード」を準用する。

②名称

当該橋梁名称を記入する。

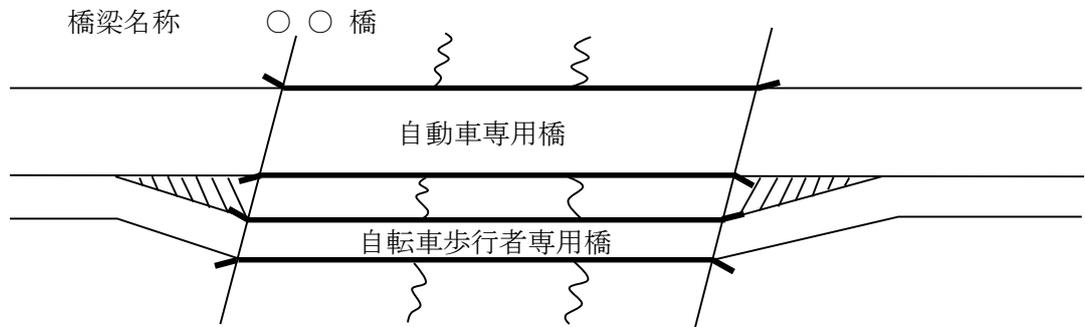
橋梁名称は現地調査又は既存資料により確認するものとする。

5.4 分割番号

橋梁が1箇所において自動車専用橋、自転車歩行者専用橋別、または、上下線別に分離して架設されている場合のみ記入する。

記入方法としては、専用別に分離している場合は自動車専用橋、自転車歩行者専用橋の順序で一連番号で記入する。同じ橋梁で上下線に分離している場合は、橋長の長い方、短い方の順序で一連番号を記入する。

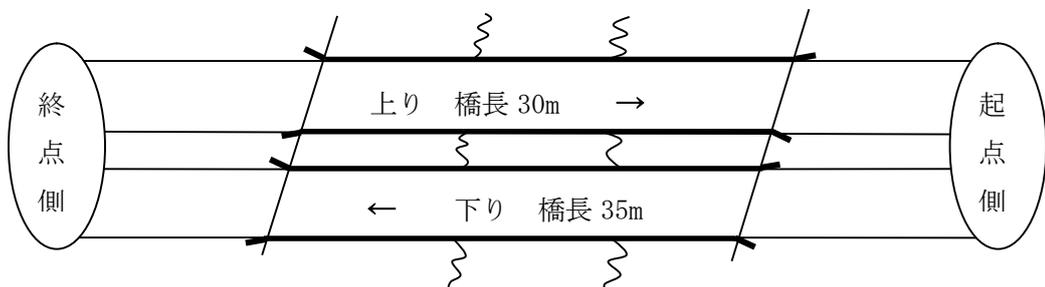
(例1) 橋梁名コード 1007



自動車専用橋
自転車歩行者専用橋

(8) 橋梁名		(9) 分割番号	備考
コード	名称		
0011	○○橋	1	自動車専用橋
0011	○○橋	2	自転車歩行者専用橋

(例2)



橋梁名コード 2011
橋梁名称 △△橋

(8) 橋梁名		(9) 分割番号	備考
コード	名称		
0022	△△橋	1	橋長長い
0022	△△橋	2	橋長短い

5.5 一般・有料区分

次の一般・有料区分より該当するコードを記入する。

区 分	コード
一般（無料）橋	1
有 料 橋	2

5.6 橋梁分類

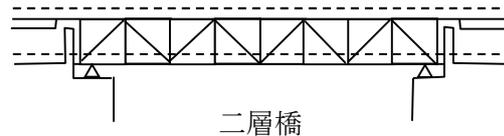
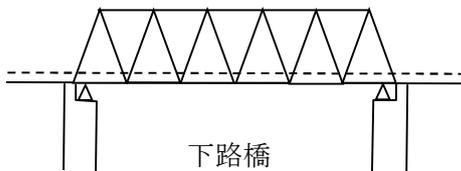
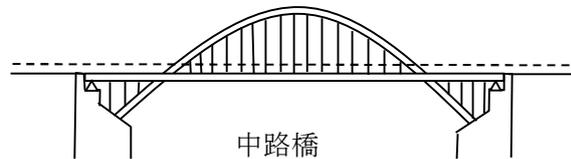
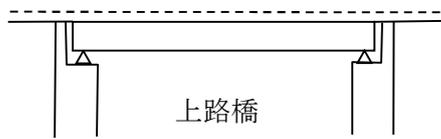
橋梁分類は、橋梁種別ごと1橋単位の最大支間部分を記入する。

㊦ 路面位置

次の路面位置区分より該当するコードを記入する。

区 分	コード
上路橋	1
中路橋	2
下路橋	3
二層橋	4

- ① 上路橋とは、路面が主桁（主構）の上部にあるものをいう。
- ② 中路橋とは、路面が主桁（主構）の中間部にあるものをいう。
- ③ 下路橋とは、路面が主桁（主構）の下部にあるものをいう。
- ④ 二層橋とは、路面が上下の二段になっているものをいう。



㊧ 上部工（構造形式）

上部工の構造形式について、次の区分より該当するコードを記入する。

架設年次の古い橋梁等について、小分類が不明の場合は大分類のみで記入してもよい。

区 分		コード	区 分		コード
大 分 類	小 分 類		大 分 類	小 分 類	
床 版 橋		10	ラ ー メ ン 橋		50
桁 橋		20	斜 張 橋		60
	I 桁	21		I 桁	61
	I 桁（合成）	22		箱 桁	62
	H 桁	23		ト ラ ス	63
	H 桁（合成）	24	吊 橋		70
	箱 桁	25		I 桁	71
	箱 桁（合成）	26		箱 桁	72
	T 桁	27		ト ラ ス	73
ト ラ ス 橋		30	溝 橋		80
ア ー チ 橋		40	(カルバート)		
	ア ー チ	41			
	ラ ン ガ ー	42			
	ロ ー ゼ	43			

㊦ 上部工（使用材料）

上部工（床版を除く。）の使用材料について、次の区分より該当するコードを記入する。
床版橋については床版材料と同様の区分を記入する。

区 分		コード
鋼	橋	1
R	C 橋	2
P	C 橋	3
石	橋	4
木	橋	5
鋼とR C（P C）橋との混合橋		6
そ の 他		7

㊧ 上部工（床版材料）

上部工のうち床版の使用材料について、次の区分より該当するコードを記入する。

区 分		コード
鋼	系	1
コ ン ク リ ー ト 系		2
そ の 他		3

㊨ 下部工（基礎）

最大支間部分を支える下部工の基礎について、次の区分よりコード番号を記入する。
なお、両側の基礎が同種でない場合は根入の深い方で記入する。

区 分		コード
直 接 基 礎		1
オ ー プ ン ケ ー ソ ン		2
ニ ュ ー マ チ ッ ク ケ ー ソ ン		3
場 所 打 ち ぐ い（深礎を含む。）		4
既 成 鋼 ぐ い		5
既 成 R C ぐ い		6
既 成 P C ぐ い		7
木 ぐ い		8
不 明		9

5.7 架設年次

架設竣工年次を次の区分より該当するコードを記入する。

区 分	年号コード
明 治 以 前	0
明 治	1
大 正	2
昭 和	3
平 成	4
令 和	5
不 明	9

(入力例)

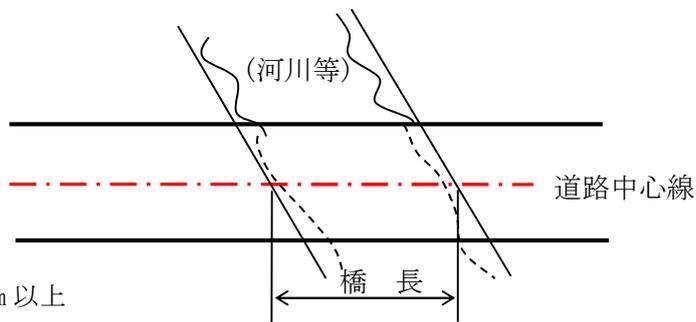
(12) 架設年次	
年号	年
平成 11 年 →	4 11
不 明 →	9
明治以前 →	0

架設年次が「明治以前」または「不明」の場合、年号コードのみ入力する。

5.8 橋長

橋台間のパラペット前面からの道路中心線上の距離を 1cm 単位で記入する。

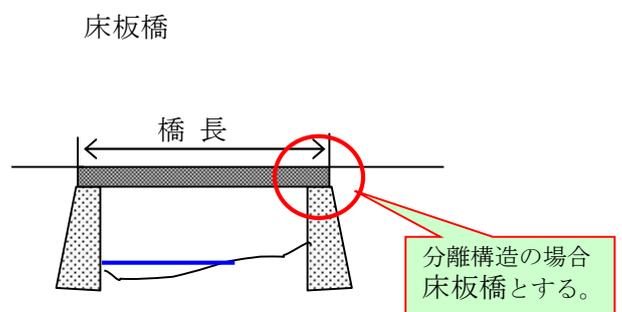
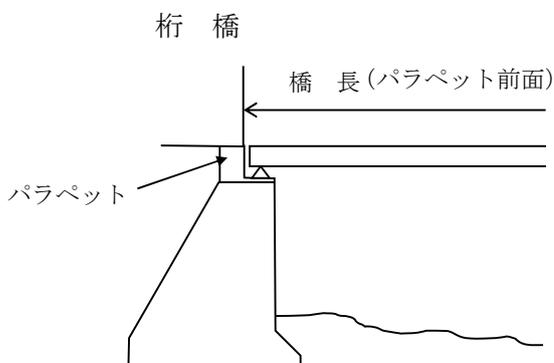
橋台とは、橋梁の両端にあつて取り付け道路と橋梁を接続し、上部構造からの荷重および一般には背面土圧を支持する下部構造をいう。但し、行政界に架かる橋梁の延長は隣接自治体間の協議（協定）により決定するものとする。



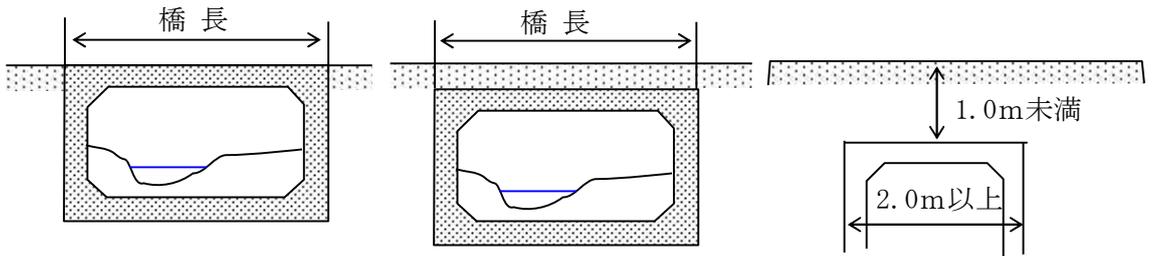
* 橋梁とは、橋長 2.0m 以上

* 橋長は道路の中心線の延長を計測する。

① 桁橋および床板橋の橋長



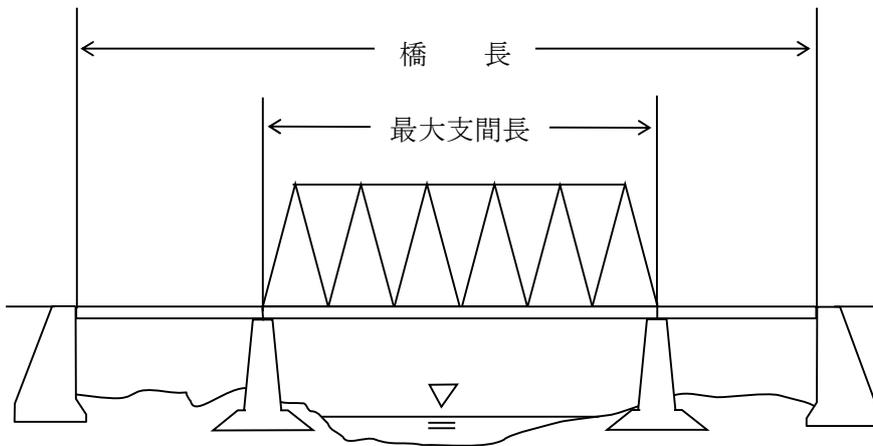
②溝橋（カルバート）の橋長



橋か暗渠構造物か判断がつかない場合は、土被り 1m未満を橋とする。

5.9 最大支間長

1 橋の中で最大の支間長を記入する。



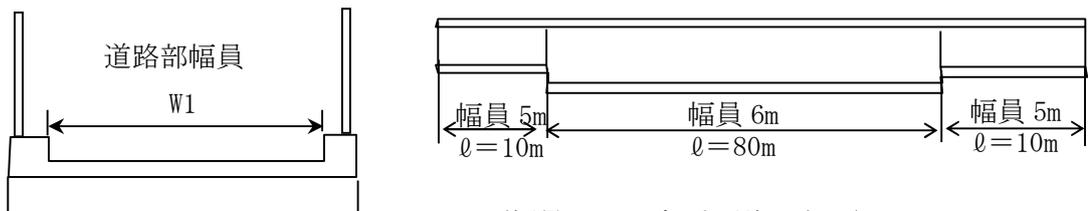
5.10 径間数

橋（橋梁種別が 1～3）である場合のみ記入する。「高架橋」および「栈道橋」（橋梁種別 4 および 5）の場合は記入しない。径間数は、1 橋を構成している径間数を記入する。

5.11 幅員

幅員は、橋梁台帳に合わせて 10cm 単位ではなく、5cm 単位記入する。但し、国土交通省の調書については次の区分により、メートル単位で小数点以下 2 位を四捨五入して 1 位まで記入する。

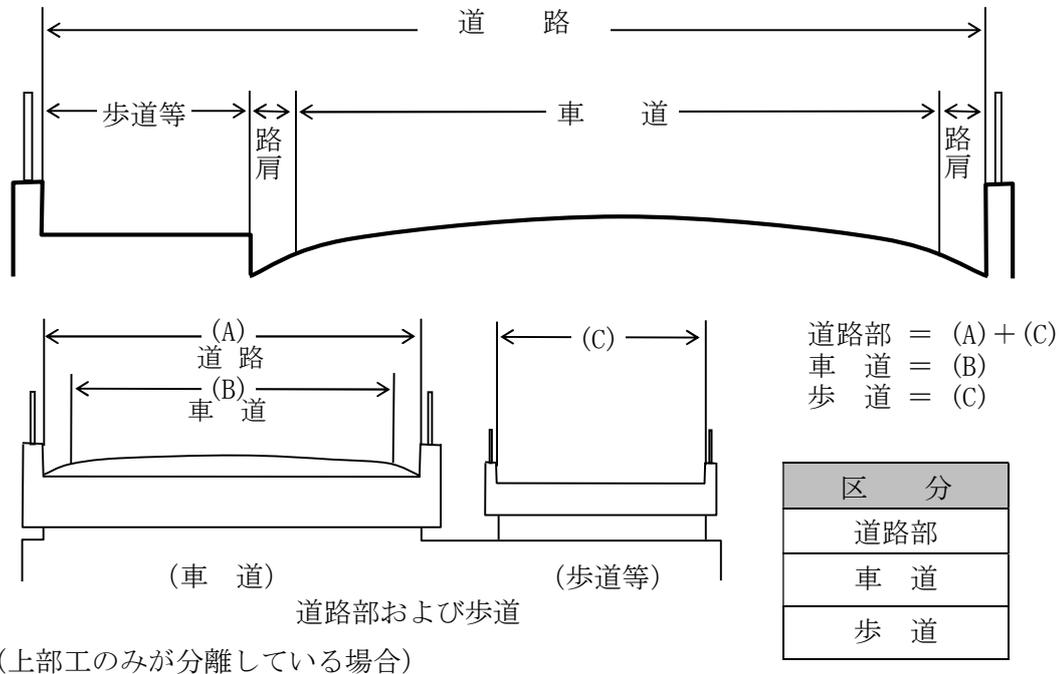
なお、幅員が異なる場合は、1 橋の最小幅員を記入する。



(幅員 5.0m : 加重平均しない)

- ① 道路部幅員とは、地覆前面から地覆前面までの幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、片側 25 センチメートル、計 50 センチメートルを差し引いたものを車道幅員とする。

- ③ 歩道等幅員とは、車道部と併設してある歩道、歩道＋自転車道および自転車歩行者道の幅員をいう。
- ④ 自転車歩行者専用橋の場合は、(道路部幅員＝歩道幅員：車道幅員 0m) とする。



5.12 現況

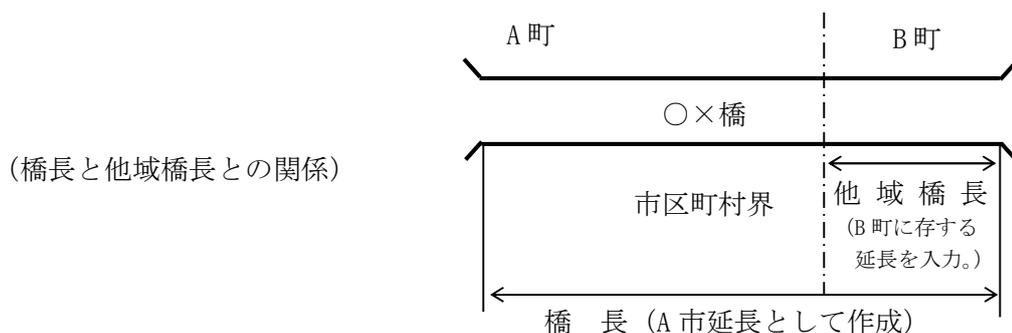
調査期日における現況について、次の区分より該当するコードを記入する。

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

- ① 「通行制限あり」とは、「道路法第47条第3項」の規定により通行荷重等の制限を設けているものをいう。
- ② 本来の目的が、車両の通行に供しない歩道橋等の橋梁については、「通行制限なし」の取り扱いとする。

5.13 他域橋長

当該橋梁が市区町村界（都道府県界も同様。）に架設されている場合に、他の市区町村域に関する次の事項を記入する。但し、行政界に架かる橋梁の台帳表示延長は隣接自治体間の協議（協定）により決定するものとする。



5.14 重要度（14.5m以上の橋梁が対象）

橋の重要度の区分については、既存台帳データを入力する。

区分及びコード。

区 分	コード
A種の橋（下記以外の橋）	1
B種の橋 ・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道の橋 ・都道府県道、市町村道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋及び地域の防災計画上の位置付けや当該道路の利用状況等から特に重要な橋	2

5.15 下部構造分離（14.5m以上の橋梁が対象）

上部構造を支持する下部構造の状況については、既存台帳データを入力する。

区分及びコード。

区 分	コード	参照
(9)分割番号がない場合	1	図-1 パターン 1
(9)分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合	1（車道幅員が最も広いもの） 0（それ以外すべて） （※車道幅員が同じ場合は、(9)分割番号が1のものに1を、それ以外に0）	図-1 パターン 2
(9)分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離している場合	1（それぞれに）	図-1 パターン 3
(9)分割番号を入力している場合で、橋台のみで、橋脚がない場合	1（車道幅員が最も広いもの） 0（それ以外すべて） （※車道幅員が同じ場合は、(9)分割番号が1のものに1を、それ以外に0）	

5.16 緊急輸送道路（14.5m以上の橋梁が対象）

都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路の指定状況については、既存台帳データを入力する。

区分及びコード

区 分	コード
第一次緊急輸送道路 （区分が無い場合は全て第一次緊急輸送道路とする。）	1
第二次緊急輸送道路	2
第三次緊急輸送道路	3
都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路以外の市町村が指定する緊急輸送道路	4
緊急輸送道路の指定無し	5

5.17 交差条件（14.5m以上の橋梁が対象）

①該当橋梁が跨ぐ交差施設については、既存台帳データを入力する。

区分及びコードが複数ある場合は数字が小さい方を記入する。

区 分	コード
高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、指定都市高速道路のいずれかを跨ぐ場合	1
新幹線を跨ぐ場合	2
一般国道指定区間を跨ぐ場合	3
新幹線以外の鉄道を跨ぐ場合	4
1、3以外の道路を跨ぐ場合	5
跨ぐ交差施設なし	6

② ①で1～5を入力した場合、該当橋梁が跨ぐ具体的な交差施設名を記入する。

複数ある場合は全て記入する。

5.18 適用基準（14.5m以上の橋梁が対象）

設計に適用した基準については、既存台帳データを入力する。

径間数が多い場合など、複数の基準が該当する場合は、古い基準を記入する。

区 分	コード
昭和46年 道路橋耐震設計指針より前の基準	1
昭和46年 道路橋耐震設計指針	2
昭和55年 道路橋示方書	3
平成2年 道路橋示方書	4
平成8年 道路橋示方書 （「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用した場合も含む）	5
平成14年 道路橋示方書	6
平成24年 道路橋示方書	7
不明	8

5.19 耐震補強の状況（14.5m以上の橋梁が対象）

耐震補強の対策状況については、既存台帳データを入力する。

区分及びコード

区 分	コード
昭和 55 年基準相当の対策を実施していない	1
昭和 55 年基準相当のみを満足するための対策を実施中	2
昭和 55 年基準相当の対策は完了しているが、平成 8 年基準相当を満足するための対策は実施していない	3
昭和 55 年基準相当の対策は実施せず、平成 8 年基準相当を満足するための対策を実施中	4
昭和 55 年基準相当の対策は完了しており、平成 8 年基準相当を満足するための対策を実施中	5
平成 8 年基準相当を満足するための対策完了	6
対策不要 (24)適用基準において5,6,7を選択した場合及び設計基準にかかわらず橋脚がない橋梁の場合。（本調査要領における調査便宜上の定義とする）	7
不明	8

6. トンネル（第6号様式）

トンネル調書は以下により作成するものとし、詳細は「道路施設現況調査要項」に準じるものとする。

1) トンネル台帳

トンネル台帳（様式-3）は、トンネル単位で藤沢市にて作成する。トンネル台帳には「道路施設現況調査要項」に記載する調査項目と現況断面図を記入し、路線の起点側及び終点側から撮影した現況写真を添付するものとする。調査項目は、現況及び既存資料で分かる範囲で記入するものとする。トンネル延長は既存台帳の延長にあわせる。

2) トンネルを新規計上する場合、トンネルコードは、第6号様式において、使用している一番大きい番号の次の番号を使用する。

6.1 トンネル名

①コード

トンネル名コード番号は、既存の「国土交通省報告のためのトンネルコード」を準用する。

藤沢市 管理番号	0001	0002	0003	0004
トンネル番号	5301	5301	5302	5302
分割番号	1	2	1	2

②名称

トンネル名称を記入する。トンネル名称は既存台帳または現地調査により確認するものとする。

6.2 分割番号

トンネルが1箇所において自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネル別、または上下線別に分離して設けられている場合のみ入力する。

入力方法は、専用別に分離している場合は、自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネルの順序で一連番号を入力する。同種のトンネルで上下線に分離している場合は、延長の長い方、短い方の順序で一連番号を入力する。

6.3 トンネル分類

次の区分により、該当するコードを記入する。

区 分		コード
陸上トンネル	掘進工法	1
陸上トンネル	開削工法	2
陸上トンネル	その他	3

6.4 建設年次

建設竣工年次を次の区分より該当するコードを記入する。

区 分	コード
明 治 以 前	0
明 治	1
大 正	2
昭 和	3
平 成	4
令 和	5
不 明	9

建設年次が「明治以前」または「不明」の場合、年号コードのみ記入する。

6.5 延長

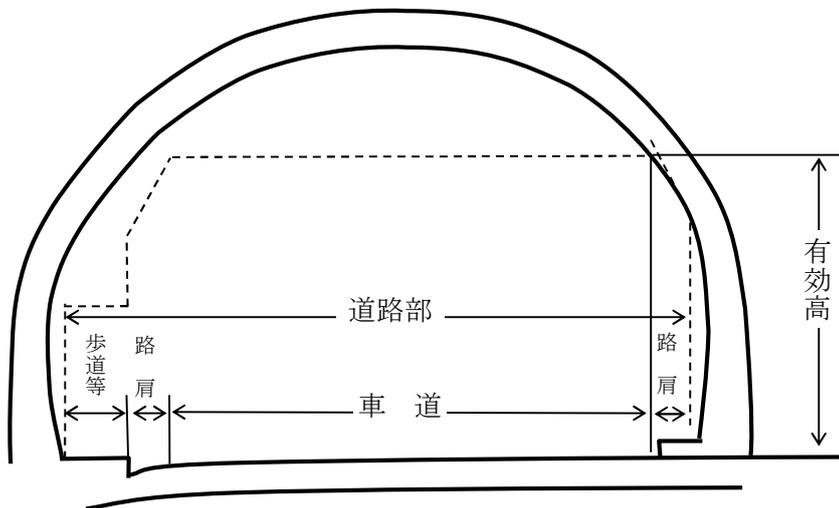
坑門（入口）から坑門（出口）までの延長とする。

6.6 幅員

幅員は、トンネル台帳に合わせて記入する。但し、国土交通省の調書については次の区分よりメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで記入する。

- ① 道路部幅員とは、車道、路肩および歩道等を加えた幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、車道と同一平面の路肩部分のうち、片側0.25m、計0.50mを差し引いたものを車道幅員とする。

区 分
道路部
車 道



6.7 有効高

有効高をメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで記入する。

有効高とは、車道端からの垂直線が壁面または天井板と交わるまでの高さをいう。

なお、路面が片勾配の場合は、有効高の低い方を計上する。

(上のトンネル断面図参考。)

6.8 壁面区分

次の壁面区分より該当するコードを記入する。

区 分		コード
内装なし	素 堀	1
内装なし	吹 付	2
内装なし	覆 工	3
内装あり	ブロック張り工法	4
内装あり	パネル張り工法	5
内装あり	タイル張り工法	6
内装あり	そ の 他	7

- ① 素堀とは、掘削後地肌のままのものをいう。
- ② 吹付とは、地肌をセメント・モルタル等の材料で吹付工法により被覆しているものをいう。
- ③ 覆工とは、地肌を被覆しているもので、吹付け工法によらないものをいう。

6.9 路面区分

次の路面区分より該当するコードを記入する。

区 分		コード
未舗装道		1
舗装道	セメント系	2
舗装道	アスファルト系	3

6.10 内部施設

- ① 換気施設
- ② 照明施設
- ③ 非常用施設 (詳細は「道路施設現況調査」に準じるものとする。)

6.11 現況

調査期日における現況について、次の区分により該当するコードを記入する。

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

- ※ 「通行制限あり」とは、道路法第 47 条の規定により、通行車両の車幅および高さの制限を設けているものをいう。

7. 踏切道（第7号様式）

踏切調書は以下により作成するものとし、詳細は「道路施設現況調査要項」に準じるものとする。

1) 鉄道等との交差台帳（平面交差）（立体交差）

交差単位で鉄道等との交差台帳（様式-2）を藤沢市にて作成する。鉄道等との交差台帳には「道路施設現況調査要項」に記載する調査項目を記入し、市道路線側及び鉄道線路側から交差形態が判断できるよう考慮して撮影した現況写真を添付するものとする。調査項目は、現況及び既存資料で分かる範囲で記入するものとする。

2) 踏切道は、鉄道等との交差台帳（様式-2）において、交差方式が平面交差を使用する。

3) 踏切道を新規計上する場合、踏切道名コードは、第7号様式において、使用している一番大きい番号の次の番号を使用する。

7.1 踏切道名

①コード

踏切名コード番号は、鉄道線名別に連番で符番する4桁の番号とし、既存の「国土交通省報告のための踏切コード」を準用する。

鉄道交差（立体）のコードは報告の対象ではないため設定しない。

②名称

当該踏切道名称を記入する。

7.2 鉄道事業者名及び鉄道線名

該当する鉄道事業者名及び事業者コード、鉄道線名及び鉄道線名コード（道路施設現況調査要項）を記入する。

鉄道事業者	コード	鉄道線名	コード	備考
東日本旅客鉄道(株)	(120)	東海道本線	(001)	
小田急電鉄(株)	(311)	江ノ島線	(002)	
江ノ島電鉄(株)	(408)		(001)	

7.3 単複線区分

踏切道と交差している鉄道線が単線か否かについて、次の区分により該当するコードを記入する。

区 分	コード
単 線	1
単 線 以 外	2

7.4 踏切道種別

次の踏切道区分により該当するコードを記入する。

区 分	コー
第一種踏切道	1
第二種踏切道	2
第三種踏切道	3
第四種踏切道	4

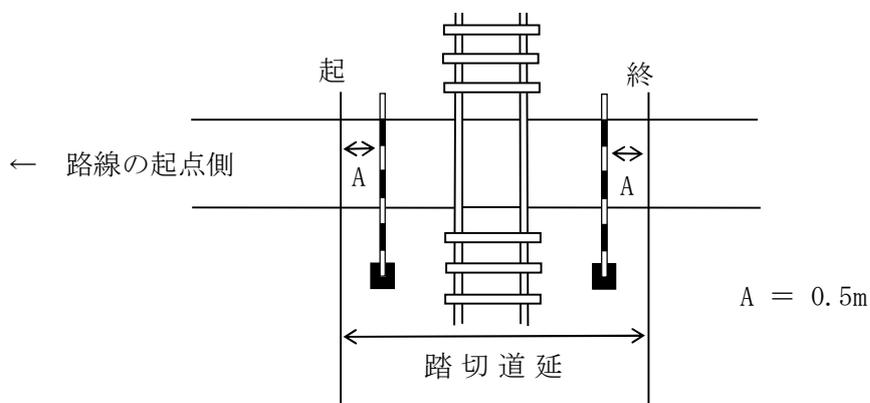
- ① 第一種踏切道とは、踏切警手を配置するか、または自動踏切遮断機を設置しているものをいう。
- ② 第二種踏切道とは、一定時間に限り踏切警手を配置しているものをいう。
- ③ 第三種踏切道とは、踏切警報機を設置しているものをいう。
- ④ 第四種踏切道とは、上記①～③以外のものをいう。

7.5 延長

踏切道の起点から終点までの延長を記入する。

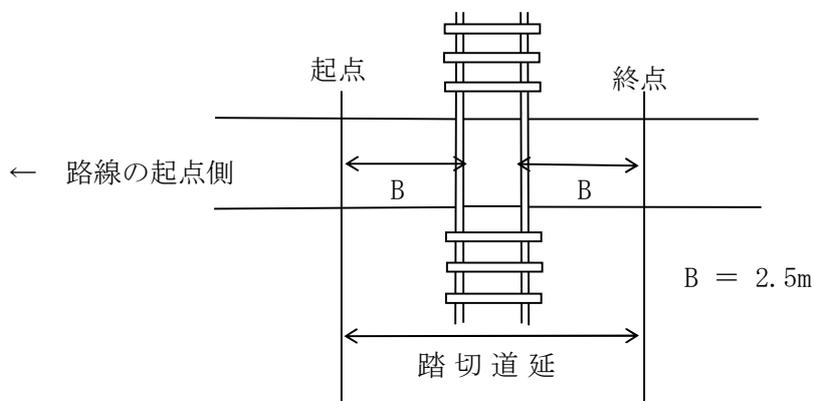
〈起点・終点について〉

- ① 踏切遮断機等、踏切施設がある場合、当該施設の外側 0.5m の線間をいう。



- ② 踏切施設がない場合

最外側軌条の内側より 2.5m 外側の線間をいう。



7.6 幅員

踏切道の全幅員を踏切台帳に合わせて記入する。但し、国土交通省の調書についてはメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで記入する。

7.7 歩道等施設

次の区分により該当するコードを記入する。

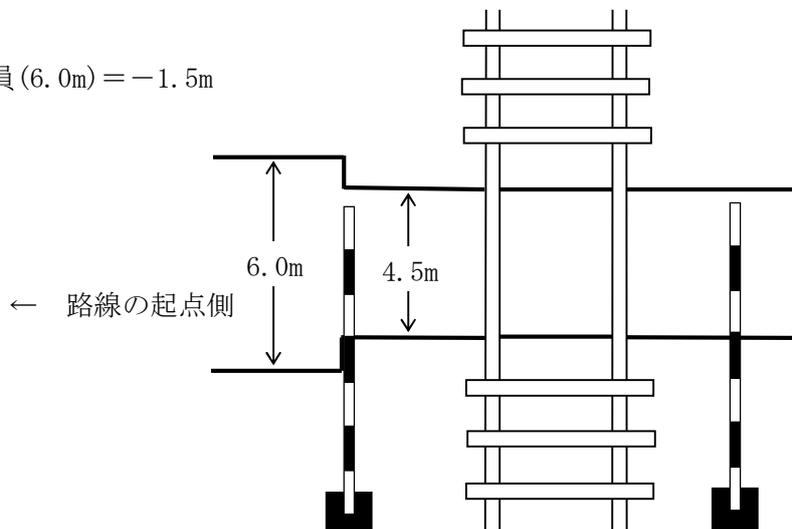
区 分			コード	
歩車道区分なし			1	
歩車道区分あり	平面交差で歩車道分離		2	
	立体交差で歩車道分離	横断歩道橋	階段式	3
			スロープ式	4
			押上げ式	5
			階段・スロープ併用式	6
	地下横断歩道		階段式	7
			スロープ式	8
			押上げ式	9
			階段・スロープ併用式	10
	歩道等のみ平面交差		11	

7.8 対道路幅員差

踏切道から見て、取付道路（道路部）に対する幅員差を起点側、終点側別に記入する。測定単位はメートルとし、小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで記入する。対道路幅員差が±0 以外については、+の場合は数値をそのまま入力し、-の場合は-符号を付して数値を記入する。

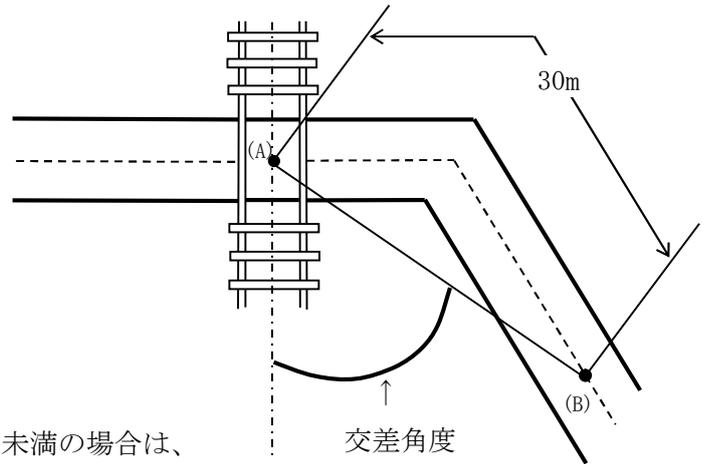
(例)

踏切道幅員 (4.5m) - 道路幅員 (6.0m) = -1.5m



7.9 交差角度

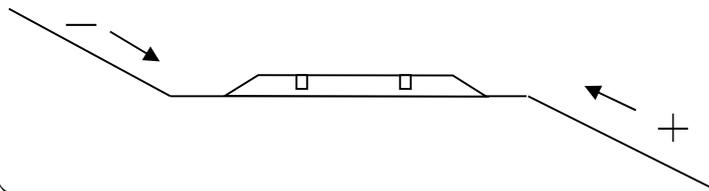
踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点 (A) と、(A) から外方道路の中心線上 30m の地点 (B) を線で結び、その線と最縁端軌道の中心線との交差角度を記入する。



- ① 路線の起終点が袋小路等により 30m 未満の場合は、上記に関わらず路線の起終点からの交差角度を記入する。
- ② 直角に交差する場合は、「90」と記入すること。
- ③ 交差角度が起点側終点側で異なる場合は、狭い角度を記入する。

7.10 道路勾配

踏切道に向かって上りを+、下りを-とし、起点側、終点側別にパーセント単位で記入する。+については数値をそのまま入力し、-については-符号を付して記入する。なお、勾配を計る場合、踏切道端から道路の中心線上 30m の地点で計上するものとする。



7.11 路面区分

踏切道内の路面状況について、次の区分により該当するコードを記入する。

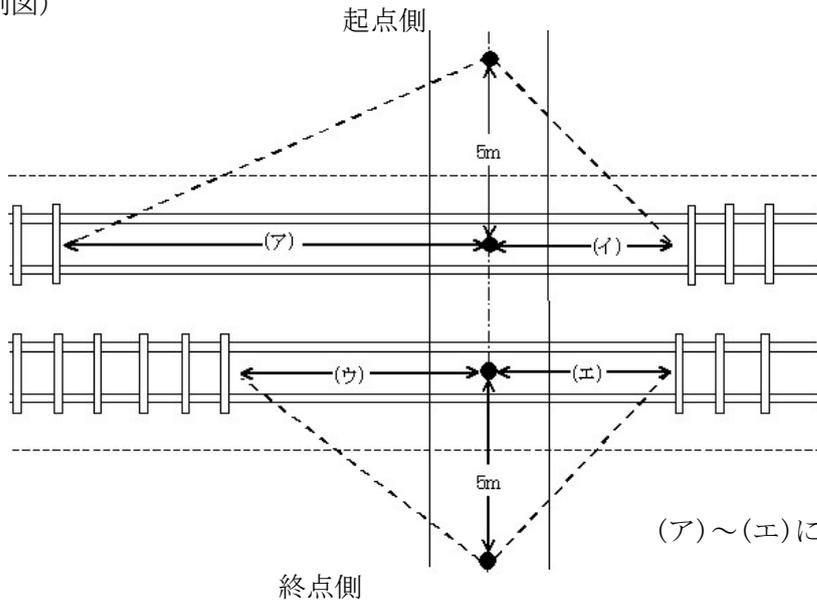
区 分		コード
未舗装道		1
舗装道	コンクリート系	2
	アスファルト系	3
	木 系	4
	石 系	5
	そ の 他	6

7.12 見通し距離

踏切側からの列車の見通し距離を、起点側終点側別、左右別に次の区分により該当するコードを記入する。見通し距離とは、踏切道における最縁端軌道の中心線と、道路の中心線との交点から軌道の外方道路の中心線上 5m の地点における 1.2m の高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。

見通し距離の区分	コード
5 0 m 未 満	1
1 0 0 m 未 満	2
1 5 0 m 未 満	3
2 0 0 m 未 満	4
2 5 0 m 未 満	5
3 0 0 m 未 満	6
3 0 0 m 以 上	7

(例図)



(19) 見通し距離			
起点		終点	
左	右	左	右
(イ)	(ア)	(ウ)	(エ)

(ア)～(エ)には1～7のいずれかを入力する。

7.13 道路交差点距離

踏切道の起終点から50m以内にある道路交差点（立体交差を除く。）を対象とし、起点側、終点側別に踏切道の起点（終点）から道路交差点の中心点までの距離を記入する。
 なお、踏切道の起終点から50m以内に対象道路交差点がない場合は未記入とする。

7.14 遮断時間

調査期日（4月1日、ただし休日にあたる場合は4月1日以降の最も早い平日。）における列車の通行により、道路交通が遮断される時間を入力する。遮断時間は1日に生ずる時間とし、分単位で記入する。

遮断時間は測定値を原則とするが、実測が困難な場合には、次式により算出したもので良い。

(算出式) $1 \text{ 日の列車通行回数} \times 1 \text{ 分} = \text{遮断時間}$

8. 台帳様式及び台帳調書項目

8.1 橋梁台帳 A4 版出力

橋 梁 台 帳											
施設番号	分類番号	橋格	永久橋・非永久橋別	調査年月日							
橋梁種別	道路種別	路線番号	路線名								
橋梁名	橋梁名コード (道路施設現況調査)	図面番号	対交差	河川名	道路名	鉄道名					
箇所	断面区分										
橋長	断面位置		最大支間長								
橋	車道	橋上 構造形式	径間数								
	歩道		使用材料		適用示方書						
	路肩		工床版材料		築設年月						
	員計(道路部)		0.00	下工事基礎		現況(耐荷重)					
地盤	桁下有効高	橋梁説明		左	右						
道路部面積	0.00	附属物	種類	-	-	市町村名		橋長	m		
橋梁 占用 物件	物件名		許可年月日	基礎	-	-	断面		m		
				重要度							
				緊急輸送道路							
				交差条件							
				耐震補強							
正面写真				側面写真				備考			

8.2 鉄道との交差台帳 A4 版出力

鉄 道 等 と の 交 差 台 帳												
施設番号	道路種別	路線番号	路線名									
名称	道路種別	交差道名	箇所									
踏切道長	m	調査年月日										
幅員	車道	m	踏切道種別									
	歩道	m	駅又は駅間									
	路肩	m	舗装種別									
	中央帯	m	案内図									
	その他	m										
幅員計	m											
道路部面積	m ²											
交差角及有効高	m											
交差方式												
交差鉄道の線路数	本											
縦断勾配	起点	%										
	終点	%										
	見通し	左	m									
		右	m									
見通し	左	m										
	右	m										
踏切道前後の幅員	起点	m	正面 (起点→終点)				正面 (終点→起点)					
	終点	m										
道路交差点距離	起点	m										
	終点	m										
交通制限												
歩道等施設												
遮断時間												

8.3 トンネル台帳（地下道台帳） A4 版出力

トンネル台帳

施設番号	区画番号	トンネル名	路線番号	路線名
トンネル名コード (道庁施設別記号)	分割番号	調査年月日	箇所	
トンネル長	m	道路種別		
幅員	標準	m	トンネル分類	
	歩道	m	建設年次	
	中央帯	m	壁面区分	
	路肩	m	路面区分	
	その他	m		
	幅員計	m		
道路部面積	m ²			
有効高	m			
内 部 施 設	換気施設			
	照明施設			
	非常用 電話装置			
	警報装置			
	消火設備			
	その他			
概況				
排水施設				
低域延長	m			
備考				

正面（起点→終点）

正面（終点→起点）

8.4 その他施設台帳 A4 版出力

その他施設台帳

施設番号	分割番号	橋格	永久橋・非永久橋別	調査年月日
施設種別	道路種別	路線番号	路線名	
施設名	橋梁名コード (道路施設別記号)	区画番号	付交差	河川名 道路名 幹道名
箇所	路面区分			
橋長	m	路面位置		最大支間長
幅員	標準	橋上構造形式 橋脚 使用材料 工床版材料 下部工基礎		径間数
	歩道		m	運用示方書
	路肩		m	建設年月
	幅員計(道路部)		0.00 m	概況(附留置)
低域	m	橋下有効高	左	右
道路部面積	0.00 m ²	附属物	種類 基礎	低域橋長 市町村名 橋長 面積
築架台用物件	物件名	許可年月日	重要度	階段部幅員
			緊急輸送道路	斜路部幅員
			交差条件	幅員合計
			耐震補強	昇降部幅員
正面写真		側面写真		備考

8.5 その他交差台帳（橋梁） A4 版出力

その他交差台帳

施設番号	分割番号	橋格	永久橋・非永久橋別	調査年月日
橋梁種別	道路種別	路線番号	路線名	
橋梁名	橋梁名コード (道路施設現況調査)	図面番号	対交差	河川名 道路名 鉄道名
箇所	路線区分	橋梁位置	最大支間長	
橋長	橋梁形式	構造形式	径間数	
歩道	採用材料	採用材料	適用平方量	
橋層	床版材料	床版材料	架設年月	
長計(道路部)	0.00 m	下部工基礎	現況(桁荷重)	t
基礎	桁下有効高	橋梁説明	左	右
道路部面積	0.00 m ²	復旧	低域橋梁	市町村名
物件名	許可年月日	基礎	橋長	橋長
		重要度	面積	面積
		緊急輸送道路	階段部橋長	階段部橋長
		交差条件	新設部橋長	新設部橋長
		耐震補強	橋梁合計	橋梁合計
			階段部橋長	階段部橋長
正面写真		側面写真		備考

8.6 その他交差台帳（地下道） A4 版出力

その他交差台帳

施設番号	図面番号	地下道名	路線番号	路線名
地下道番号	分割番号	調査年月日	箇所	
地下道長	道路種別			
橋長	形式			
歩道	建設年次			
中央帯	盛面区分			
橋層	路線区分			
その他				
橋長計				
道路部面積				
有効高				
内	換気施設			
部	照明施設			
施設	非常通報装置			
	警報装置			
	消火設備			
	その他			
現況				
排水施設				
低域延長				
正面(総合一般部)		正面(総合一般部)		

8.7 藤沢市道路台帳帳票

(令和2年4月1日現在)

紙帳票	電子帳票 PDF形式	納品用調書	OVLY番号	備考
1. 国土交通省道路提要に関する帳票				
	○	(1号) 道路現況(総括)台帳	HJ43	
	○	(3号) 道路現況(部分自歩道)台帳	HJ45	
	○	(5号) 橋梁現況台帳	HJ47	14.5m以上
	○	(6号) トンネル現況台帳	HJ48	
	○	(7号) 踏切現況台帳	HJ49	
2. 道路法に関する帳票				
	○	(1表) 道路台帳	KK00	
	○	(3表) トンネル調書	KK03	
	○	(4表) 橋調書	KK04	
	○	(5表) 鉄道等との交差調書	KK05	
3. 地方交付税資料に関する帳票				
	○	道路基礎数値台帳 1・2	KK11・13	
	○	橋梁基礎数値台帳	KK12	
	○	道路橋梁調書(地方交付税基礎数値表)『異動調書』	KK87	
4. 管理用に関する帳票				
	○	実延長面積調書	KK10	
	○	道路現況調書(2葉の1, 2)	KK83・84	路線別集計表
	○	路線認定調書	KK41	
	○	歩道等設置道路延長の幅員別内訳	D205	
	○	橋梁明細表	KK73	
	○	道路明細表	KK74	
	○	道路現況(部分自歩道)台帳	D203	延べと設置
	○	市町村公共施設-3	KK06	
	○	幅員別異動状況調	L066	
	○	道路橋りょう総括異動調書	L069	一覧 Excel データ
	○	道路橋りょう費の測定単位の数値等に関する調	L068	
	○	道路橋りょう費の測定単位の増減事由調	L067	
	○	道路現況異動調書	KK88	
	○	道路橋りょう総括表	KK86	
	○	道路橋梁調書(異動調書)	HJ74	
	○	市町村道路現況(更新)表	D213	
	○	路線別延長面積集計表用路線一覧		Excel データ

* 原則として、各種帳票は電子記録媒体に格納するものとする。

藤沢市道路台帳調書作成基準 改訂履歴

番号	作成年月日		変更箇所	備考
初版	2016年8月	平成28年	-	-
第2版	2016年11月	平成28年	全体の内容更新	5ヶ年委託期間中の改訂
第3版	2019年6月	令和元年	全体の内容更新	5ヶ年委託期間中の改訂
第4版	2020年6月	令和2年	全体の内容更新	詳細については、別紙 調-001参照

○藤沢市道路台帳調書作成基準（第4版）（令和2年3月） 新旧対象表

概要：道路台帳調書更新にあたり調書作成のための基準

項目	内容	新	旧
各種項目で文言の追記や軽微な文言の修正			